

給 付 金

給付金

福祉総務課

1 平塚市令和6年度住民税非課税世帯向け給付金事業の概要

平塚市令和6年度住民税非課税世帯向け給付金は、政府の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）における物価高への追加支援策として、「個人住民税均等割非課税世帯への給付」及び「こども加算」として支援することを目的に実施した事業であり、給付金及び給付に要する事務経費は、国の交付金を活用するという方式であった。

(1) 給付対象者

ア 基準日（令和6年12月13日）において、住民基本台帳に記載されている者で、令和6年度住民税均等割非課税世帯の世帯主

イ 上記アにおいて18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降）が世帯員として属している世帯の世帯主

(2) 給付金額

上記アの給付対象の世帯に30,000円、上記イの対象となる児童1人当たり20,000円

(3) 支給申請の方式

市が税情報を活用し対象を抽出の上、いわゆるプッシュ型で支給確認書を送付

(4) 申請期間

令和7年1月31日から令和7年5月31日まで

(5) 令和6年度平塚市住民税非課税世帯向け給付金（令和8年3月末時点）

種 別	世帯数（こども加算人数）	給付額
ア 住民税均等割非課税世帯	26,187 世帯	785,610,000 円
イ こども加算	1,688 世帯（2,929 人）	58,580,000 円
合 計	26,187 世帯	844,190,000 円

2 定額減税を補足する給付金（不足額給付）事業の概要

定額減税を補足する給付金（不足額給付）は、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における物価高騰対策として、令和6年度に実施した「定額減税調整給付金」の給付額に対し不足が生じる者に対し、その不足となる額を給付することを目的に実施した事業であり、給付金及び給付に要する事務経費は、国の交付金を活用するという方式であった。

(1) 給付対象者

ア 個人住民税の賦課期日（令和7年1月1日）において平塚市に住所を有する者で、当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年度推計所得税額）および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者（不足額給付）

イ 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者（＝本人及

び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者)(不足額給付)

(2) 給付金額

(1)アについては、その差額を1万円単位に切り上げた額、同イについては原則4万円(定額)

(3) 支給申請の方式

(1)アについては、市が税情報を活用し対象を抽出の上、いわゆるプッシュ型で支給確認書を送付。同イについては、原則申請方式。

(4) 申請期間

令和7年7月29日から令和7年10月31日まで

(5) 定額減税 調整給付金実績(令和8年3月末時点)

種 別	対象者数	給付額
ア 不足額給付	28,604 人	816,750,000 円
イ 不足額給付	2,139 人	76,670,000 円
合 計	30,743 人	893,420,000 円